

タイトル

空家等対策に関する協定を締結

空家等の発生抑制、適正管理、有効活用等を推進し、空家等対策の強化を図ることを目的に、南島原市は、専門団体と「空家等対策の推進に関する協定」を締結します。

【締結式】 日時 7月18日(木) 13時30分～14時00分

場所 南島原市役所西有家庁舎 3階大会議室

【締結する団体】

- ・(公社)長崎県宅地建物取引業協会 島原支部 ・長崎県建築士事務所協会 島原支部
- ・南島原市商工会 ・(公社)南島原市シルバー人材センター

【協定内容】

①南島原市

- ・空家等所有者の相談内容に応じて、南島原市から協定団体に相談者の紹介を行う。
- ・ホームページや広報により各種団体の相談業務を周知する。

②長崎県建築士事務所協会 島原支部

空家等の建替・改修・耐震診断・既存住宅状況調査に関する相談窓口を設置

③(公社)長崎県宅地建物取引業協会 島原支部

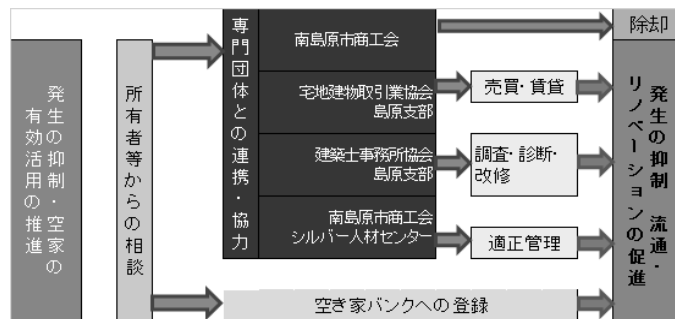
空家等の売買・賃貸・管理に関する相談窓口を設置

④南島原市商工会

空家等の修繕・解体・植木(高木)の剪定・店舗としての活用に関する相談窓口を設置

⑤(公社)南島原市シルバー人材センター

空家等の見回り・草刈・植木の剪定(高木を除く)に関する相談窓口を設置



担当部署	建設部 都市計画課	担当者	松嶋 秀太郎
直通	0957-73-6677	E mail	toshikeikaku@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは			
☎			
担当者連絡先			